



Doha
UN CLIMATE CHANGE CONFERENCE
COP18 CMP8

第1回 スクール・ワルシャワ2013

COP18・COP/MOP8での 市場メカニズム議論について

WWFジャパン
気候変動・エネルギーグループ リーダー
山岸 尚之

2013年2月22日(金)
WWFジャパン 会議室



本日の概要

1. 「市場メカニズム」を今議論する意味
2. 今回の会議の争点
3. 環境NGOとしての所見

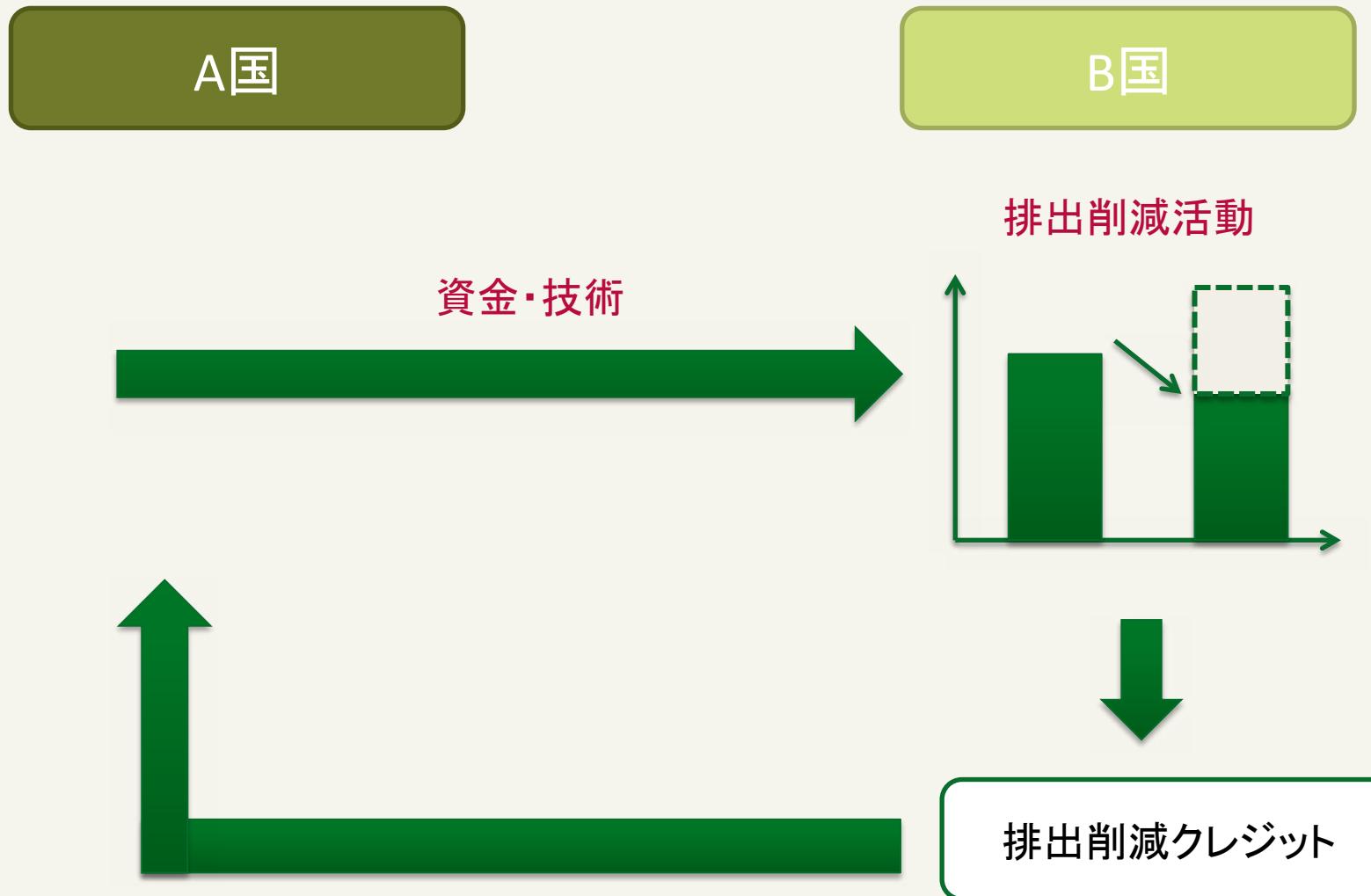


1. 「市場メカニズム」を今議論する意味

– なぜ、今これを議論するのか

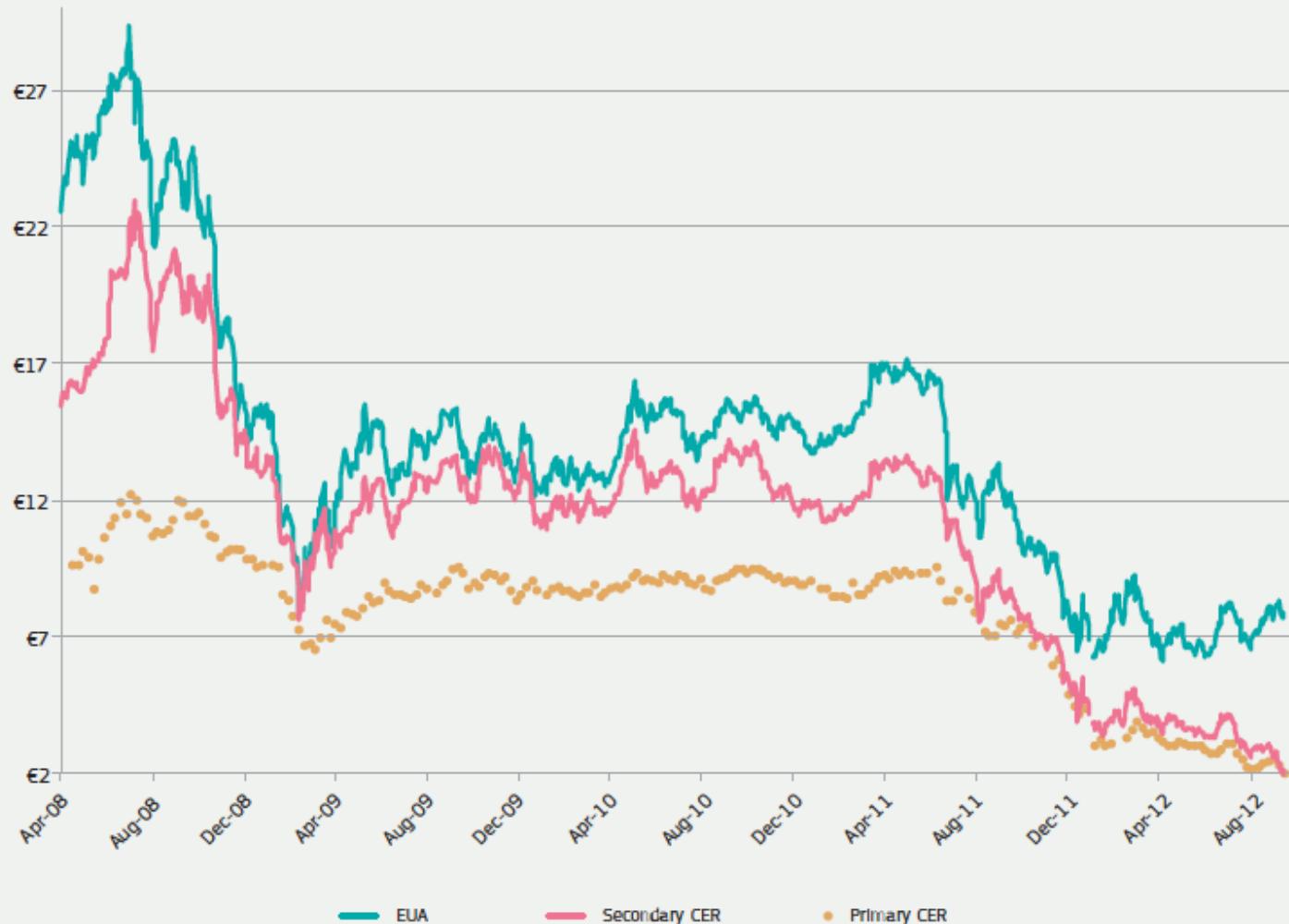


“市場”メカニズム



下落するCER価格

Figure 34. Prices of EUAs, secondary CERs and primary CERs, 2008–2012



Source: Kossoy and Gugnon (2012).

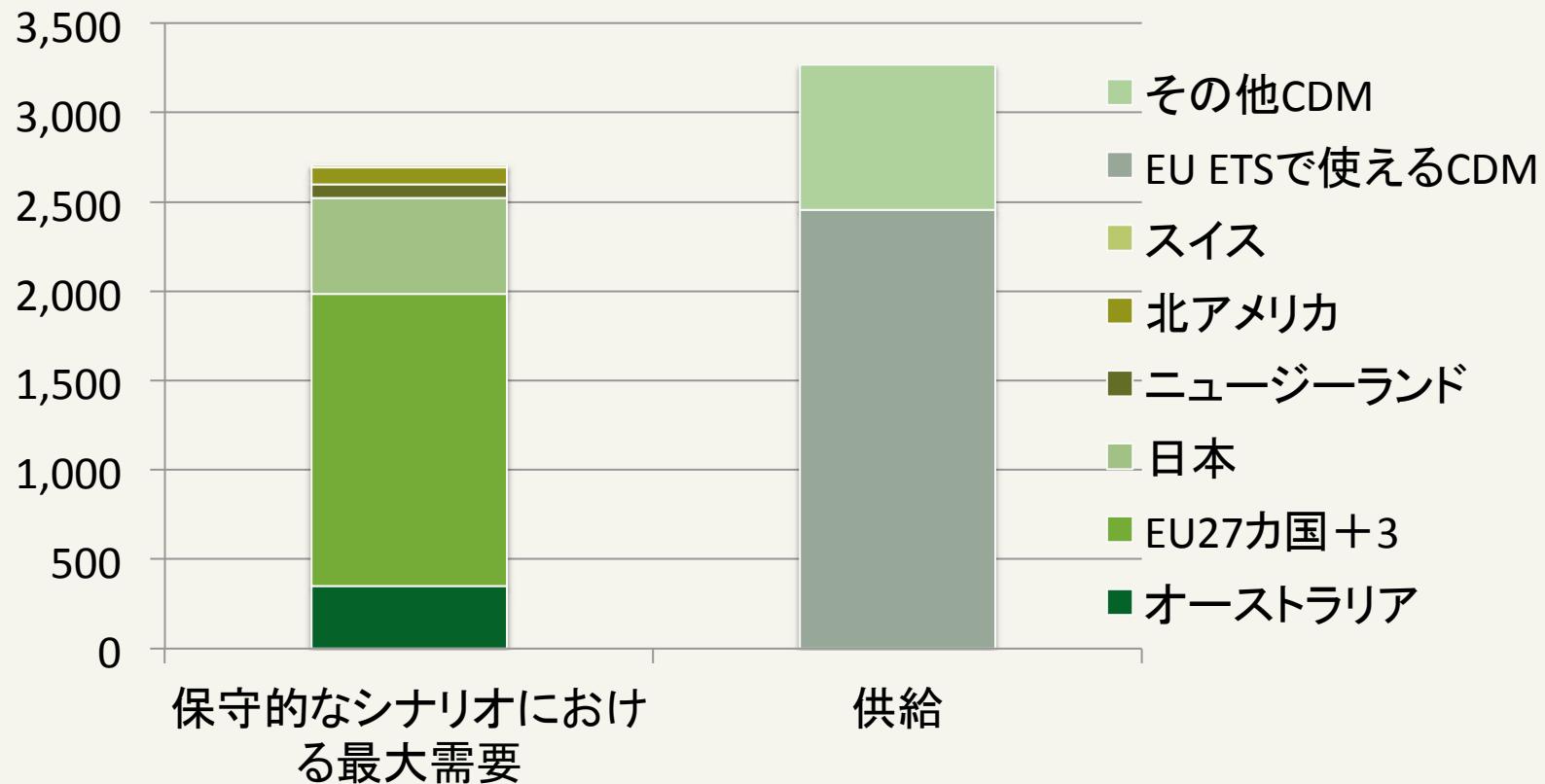
(出所) Spalding-Fecher, Randall et al. (2012) *Assessing the Impact of Clean Development Mechanism*. Report commissioned by the High-level Panel on the CDM Policy Dialogue.



供給過多の見通し

2013年以降のCDMクレジットに対する需給見通し

百万t-CO₂換算



(出所) 世界銀行(2012) *The State and Trends of the Carbon Market 2012*.

※ 「EU27力国+3」は、EU加盟27力国に、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ



2. ドーハ会議での争点

– COP18・COP/MOP8では何が決まったのか



ドーハ会議での市場メカニズム関連争点

- 新しい市場メカニズム
【様々なアプローチ(Various Approaches)】
- 隔年報告書の共通報告様式におけるメカニズムの扱い
- 第2約束期間に数値目標を持たない国々の京都メカニズム利用
- 余剰排出割当量(surplus AAUs)の扱い
- CDMの運用規則の改善
- CDM以外からの「利益の一部(Share of Proceeds)」の徴収

※網羅的ではない



背景にある様々なアクターの期待や不満

- ❖ 供給過多の見通し
- ❖ 既存のメカニズムへの不満
 - 特にCDM
- ❖ 市場メカニズムが持つ機能拡大への期待
 - 民間投資を促進する
 - 途上国の低炭素化とステップアップ



新しい市場メカニズム(1):今回の争点と結論

AWG LCAの「様々なアプローチ(Various Approaches)」と呼ばれる議題項目

NMM

(New Market-based Mechanism)
「新しい市場メカニズム」

- NMMのルール(modalities and procedures)の策定

FVA

(Framework for
Various Approaches)
「様々なアプローチのための
フレームワーク」

- 各国の独自メカニズムをどのように
管理していくのか
 - 共通の基準やルールの範囲
 - 国連の役割
- 非市場メカニズムとは何か



今回は、両方について、今後議論をSBSTAにおいて1年間続けてCOP19で
結論を得るという作業計画のみに合意



新しい市場メカニズム(3) : そもそも何か?

■ セクトラル・クレディティング・メカニズム(SCM)

- EUやNZが主提案者。
- セクター(部門)全体を対象にするという部分以外はCDMに似ている。
- 排出量削減クレジットの発行は事後(ex-post)。
- いわゆるノールーズ目標とセットで提案されることが多い。

■ セクトラル・トレーディング(ST)

- EUやNZが提案者。
- あるセクター(部門)を対象にするという部分以外は現状の国内の排出量取引制度と似ている。
- 最初に削減目標(cap)を設定し、排出枠が事前(ex-ante)に発行される。
- EU ETSのように、部門内の企業に排出枠を配分するかしないかは選択。

■ NAMAクレディティング

- 韓国が提案。
- Nationally Appropriate Mitigation Actions にクレジットを付与。
- 現在はあまり議論されていない。

□ 各国の独自提案

- 日本の二国間オフセット・クレジット制度(JCM/BOCM)等。



新しい市場メカニズム(4) : FVAの対立軸は何か?

事例: 12月1日10:00時点でのファシリテーターが準備したテキストからの抜粋

5. ある締約国から別の締約国に緩和努力を移転するアプローチの環境十全性は、以下の方法で確保される

選択肢1:

あるアプローチが条約の下での緩和目的のために使用される前に、締約国会議の下の機関が、当該アプローチが決定2/CP.17第79段落において設定されている基準に合致するか検証・認証することを求める

選択肢2:

あるアプローチが条約の下での緩和目的のために使用される前に、関係締約国が、当該アプローチが決定2/CP.17第79段落において設定された基準にどのように合致するのかを例証すること可能にする

FVAの位置づけ・目的・役割全般に関して、まだまだ各国の持つイメージが違う。

- ✓ FVAは、メカニズム(アプローチ)を「承認」するのか?
- ✓ 基準・原則・ルールは、どこまで国連レベルで設定されるべきなのか?



新しい市場メカニズム(5)：各国の立場

EU

- NMMの早期設立を重視。
- FVAについても、国連ベースでの議論を好む。

中国・インド

- NMMについては、セクタルの仕組みに警戒心がある。
- やるとしてもCDM類似にすべきと主張。

ALBA(ボリビア、ベネズエラ等)

- 「市場」メカニズムに警戒
- 「非市場」アプローチを重視

アメリカ、日本、オーストラリア、NZ等

- NMMの設立は基本的に支持
- 国情に応じたメカニズム活用の自由度を残す観点から、FVAの「促進的」な役割

島嶼国・LDCs

- 環境十全性を重視
- メカニズムの生成については基本的に国連中心であるべきとの立場
- NMM(セクタルの仕組み)に関しては、自国でのプロジェクト推進に役立つとの期待を持つ国も



共通報告様式: 今回決まったこと

Table 2(e)I

Description of quantified economy-wide emission reduction target: market-based mechanisms under the Convention^a

		Possible scale of contributions (estimated kt CO ₂ eq)
「条約下のその他のメカニズム」	CERs	
	ERUs	
	AAUs ^b	
	Carry-over units ^c	
	Other mechanism units under the Convention (specify) ^d	

Abbreviations: AAU = assigned amount unit, CER = certified emission reduction, ERU = emission reduction unit.

^a Reporting by a developed country Party on the information specified in the common tabular format does not prejudge the position of other Parties with regard to the treatment of units from market-based mechanisms under the Convention or other market-based mechanisms towards achievement of quantified economy-wide emission reduction targets.

^b AAUs issued to or purchased by a Party.

^c Units carried over from the first to the second commitment periods of the Kyoto Protocol, as described in decision 13/CMP.1 and consistent with decision XX /CMP.8.

^d As indicated in paragraph 5(e) of the guidelines contained in annex I of decision 2/CP.17.

Table 2(e)II

Description of quantified economy-wide emission reduction target: other market-based mechanisms^a

「その他の市場メカニズム」	(Specify)	Possible scale of contributions (estimated kt CO ₂ eq)

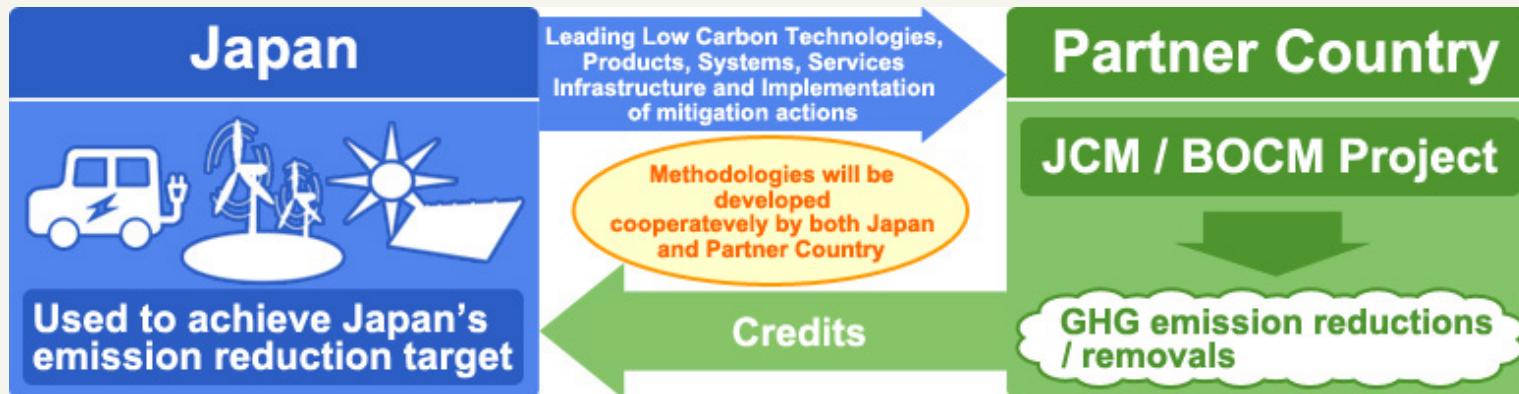
途上国による留保の脚注

^a Reporting by a developed country Party on the information specified in the common tabular format does not prejudge the position of other Parties with regard to the treatment of units from market-based mechanisms under the Convention or other market-based mechanisms towards achievement of quantified economy-wide emission reduction targets.



日本の2国間オフセット・クレジット制度への影響は？

日本のJCM・BOCM提案



FVA

- 現状では、国連の下で正式に「認めらる」仕組みになるかどうかは未定。肯定的な結論も否定的な結論も出ていない。

共通報告様式

- 「その他の市場メカニズム」の欄に、記載は可能。
- ただし、IARのプロセス等で、途上国側から意見が出る可能性はある。

自主的な削減目標すら明確にできていない国がオフセットの仕組みだけを熱心に進めることへの疑念は生じつつある。



第2約束期間のクレジット(1) : 決まったこと

京都議定書の第2約束期間で数値目標を持たない国

できること

- CDMプロジェクトに直接参加して、当該プロジェクトからクレジットを取得する。
- 国内の法人間の取引は、(ダメと決定されていないので)引き続きできる。
- 第1約束期間終了後、目標達成のために調整を行う期間内(2013年～2015年後半位)でのクレジットの売買はできる。

できないこと

- 第2約束期間のCDMのクレジット(CER)、JIのクレジット(ERU)、国際排出量取引の割当量(AAU)、吸収源のユニット(RMU)の移転・獲得はできない。つまり、売買はできない



第2約束期間のクレジット(2) : 日本への影響

微妙なところ

- 他国の口座内に、現地法人等が保有口座を持っている場合は、取引もできる？

日本への影響は？

■ 象徴的な意味？

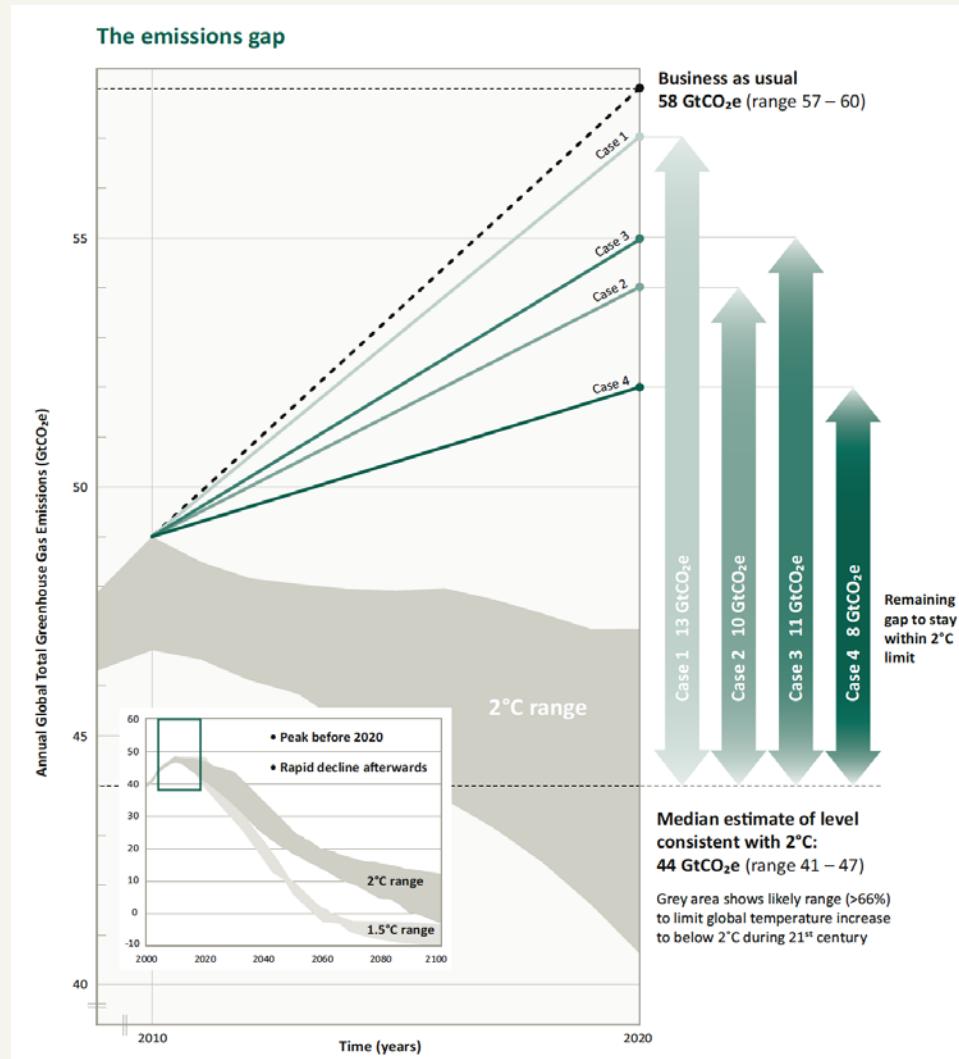
- 少なくとも、日本が京都メカニズムから半分締め出されたという形にはなる。

■ 実質的な影響はない？

- 元々、日本企業は売買にそれほど熱心ではなかった。
- しかし、選択肢としてそもそも売買が存在しないというこの意味合いは違う。

※それ以前の問題として、削減目標そのものがはっきりしていないという問題がある。

余剰排出割当量の扱い(1)：莫大な「ギャップ」



全体として80～130億トン
(2020年時点)



- 余剰排出割当量も寄与
- 最大で18億トン(2020年時点)がこのギャップに寄与
- ただし、ロシアの分は含まず



- ロシアも含んだ第1約束期間からの余剰排出割当量(5年間全体)は、140億トンに上る



余剰排出割当量の扱い(2) : 制限提案と結論

大きすぎる余剰排出割当量を制限しようという提案が議論されてきた

途上国グループ提案

繰り越しは認めるが、事実上、自国の目標達成以外に
繰り越された割当量やクレジットは使えないように制限。

スイス提案

繰り越す量そのものに量的な制限をかけることを提案。



両方の提案ともに、第2約束期間の最後に、繰り越された割当量やクレジット
を取り消すことを提案。



今回の結論

- 繰り越しの量そのものには制限はかからず
- 繰り越された割当量やクレジットの売買については、「買い手」の購入可能量に若干の
制限(CP1の割当量の2%)
- 繰り越された割当量やクレジットが、第2約束期間の終わりにどうなるかは言及がない



3. NGOとしての所見

– どう考えるべきか



NGOとしての所見

■ NMMの議論

- 供給過多の状況 ⇒ 急ぐ必要なし
- 慎重に制度設計をするべき

■ FVAの議論

- 各国とも、様々な制度を作成中 ⇒ 早期整備が望ましい

■ 第2約束期間不参加国への措置

- 原理原則としては正しい。
- ただし、その帰結には懸念も。

■ 余剰排出割当量

- 第2約束期間の終わりでの措置にも注意が必要